

【韓国】動物園及び水族館の管理に関する法律

海外立法情報課 藤原 夏人

* 2016年5月29日、本則18か条及び附則から成る「動物園及び水族館の管理に関する法律」（法律第14227号）が公布された。2017年5月30日に施行される。

1 背景と経緯

1991年5月、動物保護法が制定され、動物福祉の世界的な基本理念（動物の虐待を防止し、動物に与える苦痛を最小限に抑え、適切な環境の下で飼育すること）が、韓国で初めて法律として具現化された。近年、韓国ではペットの飼育が一般化し、社会の動物愛護意識も高まりつつある。2000年代以降、社会問題として浮上してきた動物の虐待・遺棄に対しても、同法の改正を通じて規制が強化されてきた。

他方、動物園及び水族館（以下「動物園等」）の飼育動物については、飼育環境改善への対応が遅れている。飼育環境が適切か否か、ショーのための訓練が虐待か否かについての明確な基準がなく、既存の法律で処罰することも困難であった。

これまで韓国には、動物園等の定義、設立、運営、管理等に関する単独の法律は存在せず、公営の場合は「都市公園及び緑地等に関する法律」等により、民営の場合は「博物館及び美術館振興法」等により、それぞれ「公園施設」、「博物館」等として設置・運営されてきた。また、民営の場合は動物園等を登録する義務もなく、管理が不十分であった。

2012年から2013年にかけて、トラが餓死寸前まで放置された事件や、ショーの訓練時にセイウチが虐待される事件が報じられ、動物園等の飼育環境に対する関心が高まった。これを契機に、2013年9月、民主党（当時）のチャン・ハナ議員が、複数の法律に分散している動物園等に係る規定を統合し、動物福祉の考え方を取り入れた「動物園法案」を国会に提出した。同法案は国会審議において関連する他の2法案とともに「動物園及び水族館の管理に関する法律案」に1本化され、2016年5月19日に本会議で可決された。

2 制定法の概要

(1) 目的（第1条）

動物園等の登録及び管理に必要な事項を規定し、動物園等の野生生物等を保全・研究し、その生態・習性に関する正しい情報を国民に提供し、生物多様性の保全に資すること。

(2) 定義（第2条）

「動物園」とは、野生動物等を保全・繁殖させ、又はその生態・習性を調査・研究することにより、国民に展示・教育を通じて野生動物に関する多様な情報を提供する施設であって、大統領令で定めるものをいう（同様に、動物園の定義の「野生動物等」を「海洋生物又は淡水生物等」に変更したものを「水族館」と定義）。

(3) 登録等（第3条）

動物園等を運営しようとする者は、所在地を管轄する広域自治体の長に、①施設の名称、

②所在地、③施設の詳細、④代表者の氏名・住所、⑤専門人材（飼育員等）の現況等を登録しなければならない、③と⑤については大統領令で定める要件を満たさなければならない。

(4) 適正な生息環境の提供（第6条）

動物園等を運営する者は、飼育生物に対し、生物種の特性に適合する栄養分の供給、疾病治療等により適正な生息環境を提供しなければならない。

(5) 禁止行為（第7条）

動物園等の運営者及び従業員は、正当な理由なく、①動物への虐待行為、②道具、薬物等を用いた傷害行為、③広告・展示等の目的での殴打又は傷害行為、④えさ若しくは水の制限又は疾病にかかった動物の放置を行ってはならない。①から③の行為を行った者は、1年以下の懲役又は1千万ウォン（1ウォンは約0.1円）以下の罰金に処する（第16条）。

(6) 安全管理（第8条）

動物園等の運営者及び従業員は、飼育生物が人の生命又は身体に危害を与えないよう管理し、万一の場合は捕獲等の必要な措置及び広域自治体の長への通報が義務付けられる。

(7) 資料の提出（第10条）

動物園等を運営する者は、動物園等の運営・管理に関する資料及び動物園等の年間開館日数に関する記録を、毎年1回、広域自治体の長に提出しなければならない。

(8) 指導・点検（第11条）

広域自治体の長は、動物園等の運営者及び従業員が、第7条で定める事項に違反していないか等を点検し、必要に応じて関係公務員に立入調査をさせることができる。

(9) 措置命令（第12条）

広域自治体の長は、動物園等の運営状況が第3条の規定による登録事項等と異なる場合は、是正命令等を下すことができる。従わない場合は、登録を取り消すことができる（第4条）。

3 今後の課題

動物園等に係る規定を統合した新法が制定された点については、関係者からも一定の評価がなされている。他方、動物福祉の理念において法案段階から後退した部分も見られた。

同法案には当初、①環境部（部は省に相当）長官の下に「動物園等管理委員会」を設置し、同委員会が動物園等の設立申請者に対し、飼育環境等の要件を備えているか否かを審査すること、②ショーのための訓練を禁止すること等の規定が含まれていた。これに対し、業界団体である社団法人韓国動物園・水族館協会が、過剰な規制につながるとして反対の立場を表明したほか、国会審議においても、これらの規定に対する慎重論が出たため、最終的に両方とも削除された。新法制定運動に関わってきた市民団体は、引き続き法改正に取り組んでいく意向を表明している。

参考文献（インターネット情報は2016年7月14日現在である。）

- ・「[1918725] 동물원 및 수족관의 관리에 관한 법률안(대안)(환경노동위원장)」 <http://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_D1A6Z0W500D9Y1F7N3M1N2M4Q4J1S4>